

# 令和5年度目黒区特別職報酬等審議会（第3回）次第

令和5年11月20日(月) 午前10時30分～

総合庁舎4階 特別会議室

## ○ 審議会（進行：会長）

### 1 開 会

(傍聴者があれば入場)

### 2 配付資料の確認

- ・ 第2回会議録
- ・ 答申書（案）

### 3 審 議

### 4 答申案確認

### 5 会長あいさつ

### 6 会長職務代理あいさつ

### 7 閉 会

終 了

特別職報酬等審議会資料  
令和 5 年 1 月 20 日  
総務部 総務課

答申書  
(案)

令和 5 年 1 月 日

目黒区特別職報酬等審議会

## 目黒区特別職報酬等審議会委員

會	長	吉	岡	桂	輔
會長職務代理	員	莊	島	猛	彥
委	員	飯	田	田	學
委	員	今	井	孝	志
委	員	岡	田	浩	美
委	員	小	川	加津代	津代
委	員	郡	崎	玲	子
委	員	松	本	ひろ子	猛
委	員	松	田	悦	子
委	員	依			

(委員氏名は五十音順)

## 答 申

### 1 はじめに

当審議会は、令和5年10月24日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から「議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額」について、意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。

審議に際しては、令和5年の特別区人事委員会勧告をはじめ、議員報酬・特別職給与の23区比較、報酬・給料等の改定経過、目黒区の財政収支の見通し等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料などを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を行った。

短期間ではあったが、集中的に審議を行った結果、区民代表の立場から、区民感覚等にも十分配慮した上で、議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額等について答申を行うものである。

### 2 諮問事項を取りまく状況と検討内容

#### (1) 議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の改定経過

議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。

その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区議会の意向を踏まえ、区は区議会議員の報酬等に関する条例改正案の提出を見送ることとした。

区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成23年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了に伴い、平成27年4月に本則に復した後は、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率並びに一般職員の給与額との均衡を勘案し改定を行っている。

但し、直近の令和5年4月の改定については、特別区人事委員会の勧告が初任給及び若年層の給与引上げを勧告するものであったことから、

公民較差の較差解消に応じた改定率を適用せず、区の財政状況や区民感覚にも配慮しながら、議員報酬及び区長等特別職の給料月額の改定を行わなかつた経緯がある。

#### (2) 23区の議員報酬、特別職給与の状況

23区の議員報酬、特別職給与年額の比較（令和5年6月1日現在）によると、議員の報酬年額は23区中21位、区長の給与年額は23区中17位と、23区の中で比較的下位に位置している。

このことについては、緊急財政対策に御協力いただいた区民の取組や議会における対応なども考慮し、平成23年から26年までの間の特別区人事委員会勧告を踏まえた改定を見送り、給料等を据え置くべきであるとの判断を行つた当審議会の答申を尊重した結果の影響も考えられる。

以上のような経過もあり、もともとは中位に位置していたが、特別区人事委員会勧告に沿つて増額改定してきた各区と比較し、順位が下位となつたと考えられる。

#### (3) 議員及び区長等特別職の役割と職責

目黒区の歳入は、令和4年度決算では、特別区税が過去最高額を更新するなど、歳入一般財源としては、前年度比18億円の増となった。

今後については、企業収益や雇用情勢の更なる改善が期待される一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・原材料価格高騰の状況や、ふるさと納税の影響による減収影響に加え、国による新たな税源偏在是正の動きなどの懸念があるとされている。

歳出面では、子育て支援施策の拡充や光熱費の高騰に伴う経常的経費の増加が続いており、物価高騰をはじめとした喫緊の課題に対応していく必要がある。あわせて、限られた財源の中で基本計画や実施計画に定める取組や、重要課題への対応、そして、中長期的には、学校施設をはじめとした区有施設の更新など、区政の諸課題にも取り組む必要がある。

今後も予断を許さない状況が続くものと見込まれる本区の財政状況の下で、持続可能な行財政運営及び効果的かつ区民満足度の高い区政を更に推進していくことが、強く求められている。

区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。

一方、二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を發揮しながら、区の意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担つており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

#### (4) 検討に当たつての留意点

議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される目黒区一般職員の給与の

状況を十分考慮する必要がある。

同時に、目黒区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。

こうした視点・経過を踏まえ、議員報酬、区長等特別職の給料等の額の検討に当たっては、特別給（期末手当）を含む年額ベースで総合的に比較検討を行った。

#### (5) 改定の試算

令和5年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告は、月例給については3,722円(0.98%)の公民較差を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の給与月額を引上げること、また、特別給（期末・勤勉手当）を0.1月分引上げること（現行4.55月→4.65月）を勧告するものである。

これまでの経過も踏まえ、一般職員の給与との均衡を失しないこと、それぞれの職責に見合った額となることや各職との均衡を確保すること等に配慮し、議員報酬及び区長等特別職の給料額等の見直しについては、①月例給の公民較差解消に応じた改定率に着目し、月例給を0.98%引上げるとともに特別給を0.1月分引上げた場合、②今回の勧告が初任給及び若年層に重点を置きつつ月例給を引上げるものであることから、部長級職員の改定率0.30%を月例給に反映するとともに特別給を0.1月分引上げた場合、そのそれぞれの場合について試算を行い、比較考量しながら検討を進めた。

#### (6) 改定の実施時期

区長等の特別職については、これまで慣例として、遡及は行わず、できる限り早期に反映させることが妥当であるとしてきた。このため、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。

これらの状況を勘案し、施行時期について、検討を行った。

### 3 結論

以上を踏まえ、慎重に審議した結果は次のとおりである。

#### (1) 審議結果

議員報酬、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について審議した結果、当審議会は、令和5年の特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与改定が行われることを前提として、次のとおりの結論に達した。

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料月額は、令和5年の特別区人事委員会勧告が初任給及び若年層に重点を置きつつ職員の月例給引上げを勧告するものであることから、部長級職員の改定率0.30%を月例給に反映し、同率の増額改定とすることが適当である。

また、特別給の支給月数については、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、これまでの当審議会における判断も踏まえ、令和5年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引上げ月数に準拠して、年間0.10月分引上げ、議員にあっては3.55月に、区長等特別職にあっては3.60月に引上げることが適当である。

## (2) 改定内容

議員報酬月額、区長、副区長及び教育長の給料月額並びに期末手当の支給月数を、次の額・月数に改めることが妥当である。

議長	報酬月額	905,000円
副議長	〃	791,000円
委員長	〃	658,000円
副委員長	〃	628,000円
議員	〃	598,000円
区長	給料月額	1,058,000円
副区長	〃	847,000円
教育長	〃	741,000円
期末手当	年間支給月数	議員 区長等
		3.55月 3.60月

## (3) 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

## 4 おわりに

当審議会は、区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

本答申は、社会経済状況や職員給与との均衡、目黒区の今後の財政状況など様々な要因を慎重に審議した結果であるので、これを最大限尊重し、実施に向けて真摯に取り組まれることを求める。

区の財政状況は、企業収益や雇用情勢の更なる改善が期待される一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・原材料価格高騰の状況や、ふるさと納税の影響による減収、国による新たな税源偏在は正の動きなどの懸念があるとされている。.

このような中で、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、区民の負託に応えるべく、持続可能な行財政運営及び効果的かつ区民満足度の高い区政の推進に取り組まれることを要望する。

また、物価高騰をはじめとした喫緊の課題に対応していくこと、限られた

財源の中で区政の重要課題への対応を確実に進めていくこと、更には区有施設の更新などの諸課題にも的確に対応されることを要望する。

最後に、二元代表制の一翼を担う区議会においては、議決機関としての職責と行政のチェック機関としての役割をより一層果たしていただくことを併せて期待したい。

以上